

再生可能エネルギー発電設備の接続に係る手続きの見直しについて

昨年実施されました総合資源エネルギー調査会の新エネルギー小委員会及び同小委員会系統ワーキンググループにおける議論の結果を踏まえた改正後の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」が平成 27 年 1 月 22 日に公布され、同 26 日に施行されました。

これを受け、当社におきましても、再生可能エネルギーの固定価格買取制度にかかる受付方法を以下のとおり変更しております（詳しくは別紙フローを参照）。

なお、これらの変更は省令改正日の平成 27 年 1 月 26 日以降の契約申込受付分より適用しております。

1. 接続申込手続きに係る運用変更について

①接続検討と契約申込の同時申込について

接続検討結果の回答を待たず、契約申込（本申込）いただくことが可能です。

※平成 27 年 1 月 26 日時点で既に接続検討中であっても、接続検討結果の回答を待たず、契約申込み（本申込）いただくことが可能です。

※これまで同様、接続検討結果の回答を待ってお申込みいただくことも可能です。

②接続枠確保の優先順位について

接続枠確保の優先順位につきましては、従来の本申込受付時ではなく、新たにご用意させていただく「系統連系に係る意思表明書」を当社が受付した時点で決定いたします。

③調達価格の決定時期について

太陽光発電の調達価格につきましては、平成 27 年 3 月 31 日までの間は本申込の受領をもって決定いたしますが、平成 27 年 4 月 1 日以降は原則として、接続契約の締結時点の価格が適用される予定となっております。

[見直し前後の比較表]

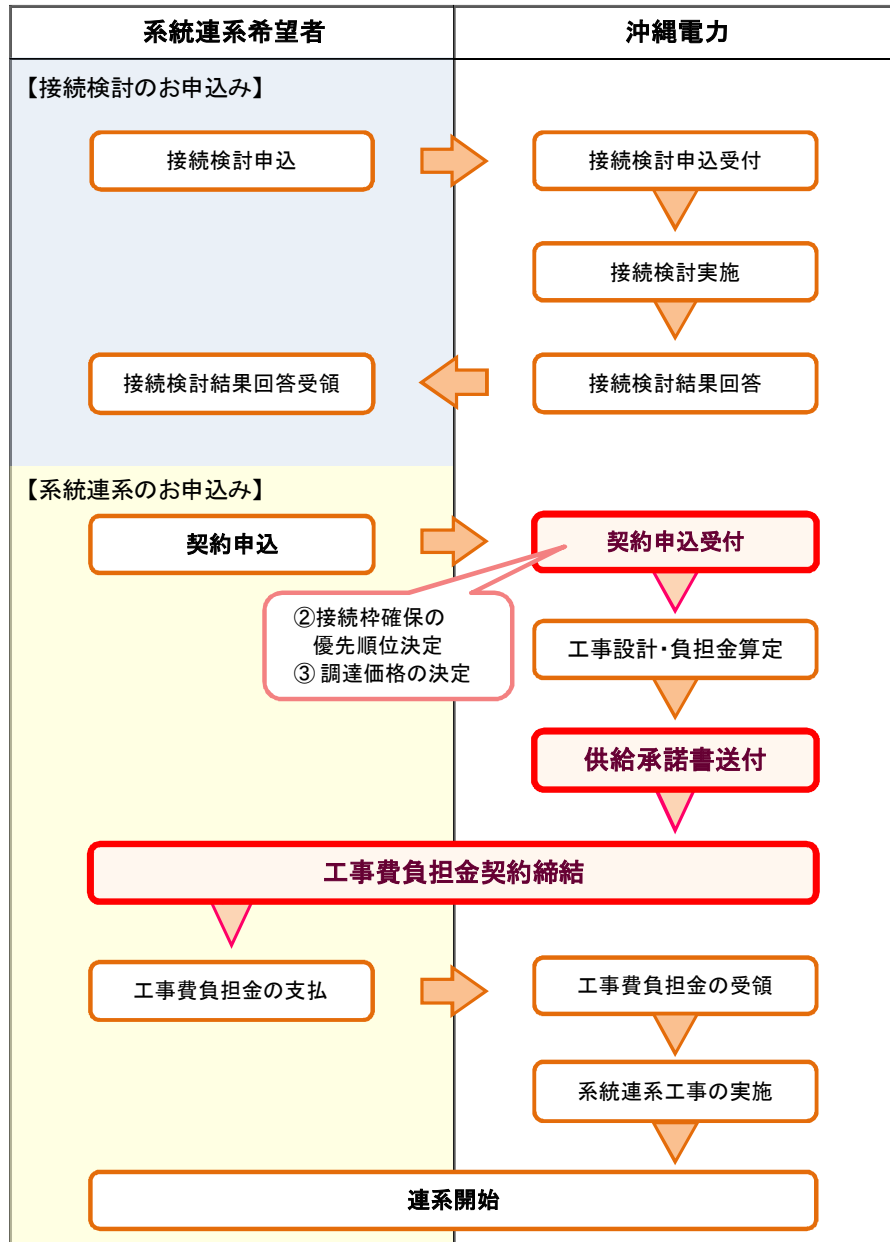
	H27.1.25 以前	H27.1.26 以降
①同時申込	同時申込不可 (接続検討結果の回答受領後)	同時申込可 (既に接続検討中でも契約申込可)
②接続枠確保の優先順位	契約申込受付時に決定	意思表明書受付時に決定
③調達価格の決定時期	契約申込受付時	H27.3.31 まで 契約申込受領時
		H27.4.1 以降 接続契約締結時 (予定)

2. 接続契約の解除について

「接続枠空押さえ」防止の観点から、接続契約の締結に至ったとしても、当社からの「系統連系にかかる契約のご案内」の発送から 1 ヶ月以内に工事費負担金をお支払いいただけない場合や、連系開始予定日までに運転を開始いただけない場合には、接続契約を解除させていただきます。

(別紙) 受給開始までの流れ (見直し前後の比較)

見直し前(平成27年1月25日以前)



見直し後(平成27年1月26日以降)

